

お客さまへ

証券取引約款・規定集の改定のお知らせ

当行では、「民法の一部を改正する法律」および「消費者契約法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日（水）に証券取引約款・規定集を改定いたします。改定対象および改定内容は以下のとおりです。

なお、改定後の約款・規定集は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>〈証券総合取引規定〉 （規定等の変更）</p> <p>第12条 この規定および第2条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定等の改定に同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> | <p>〈証券総合取引規定〉 （規定等の変更）</p> <p>第12条 この規定および第2条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。</u></p> |
| <p>〈未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款〉 （約款の変更）</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> | <p>〈未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款〉 （約款の変更）</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。</u></p> |

※改定後の大東の証券取引約款・規定集はホームページの投資信託サイト（投資信託についてのご注意）に掲載されていますのでご確認ください。

以上